

平成 27 年度 仙台市地下鉄南北線等「自動販売機設置事業者」募集要領

仙台市交通局(以下、「交通局」とする。)では、次のとおり仙台市地下鉄南北線及び一部バスターミナル等に自動販売機を設置する事業者を募集します。

一般競争入札により、自動販売機設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要領及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

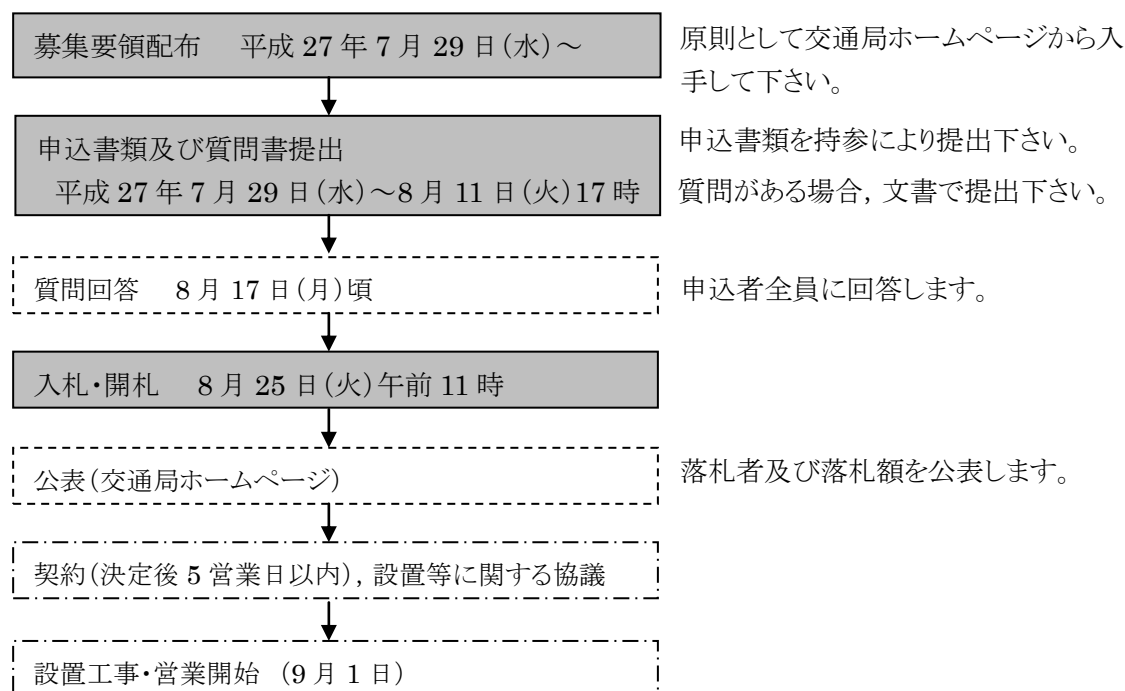
I. 募集概要

1 募集物件

場 所	仙台市地下鉄南北線及び一部バスターミナル等(詳細は p7～19 参照)
台 数	飲料自動販売機 42 台(駅構内 38 台, バスターミナル等 4 台)
入札件数	3 件 ※公募対象自動販売機を A, B 及び D の 3 グループに分け, グループ単位での入札となります。複数のグループの入札に参加することも可能です。 ※C 及び E～K の各グループは今回の公募対象外です。
予定価格 (最低賃料)	A グループ(16 台):615,000 円/月(税別)以上 B グループ(14 台):511,000 円/月(税別)以上 D グループ(12 台):298,000 円/月(税別)以上 ※予定価格以上の落札額の貸付料とします。

2 スケジュール

募集から営業開始までの流れは次のとおりです。



Ⅱ. 条件

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 仙台市内に本店又は支店・営業所を有する法人で、市税の滞納がないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務について、3 年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を自己の責任で行う者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。なお、申込者について、宮城県警本部へ氏名・生年月日・性別・役職名等の情報を提供し、暴力団等との関係の有無を照会する場合があります。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (6) 入札日の過去 1 年以内に、本市施設の自動販売機設置に関して、契約内容に反する行為を行った者でないこと。

2 契約上の条件

(1) 契約形態

この契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 の規定に基づく行政財産の一時貸付(賃貸借契約)とします。この契約は契約期間満了により契約が終了し、更新は行いません。

(2) 貸付期間

貸付期間は、平成 27 年 9 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとします。

貸付期間には、設置工事及び原状回復に要する期間を含みます。

(3) 貸付料

交通局が設定する予定価格(p5 参照)以上で、最高の入札価格をもって 1 ヶ月間の貸付料(別途消費税相当額を加算した金額)とします。毎月、指定日までに納入していただきます。

(4) 電気料

電気料は、設置事業者が使用量を計る子メーターを設置の上、子メーターの使用量に基づき、交通局が発行する納入通知書により、年 4 回、3 ヶ月毎に指定日までに納入していただきます(ただし、東北電力株式会社との直接契約が必要な A グループの 4 台を除く)。

(5) 保証金

貸付料・電気料の納入を延滞した場合においてこれに充当するほか、契約に伴う一切の損害賠償に充当するため、契約の締結後 30 日以内に、1 ヶ月分の月額貸付料(非課税)を保証金として納めていただきます。

保証金は契約終了時、原状回復を確認した後に返還します。返還に際し利子は付しません。

(6) 解約

契約期間中に解約を希望する場合は、原則として 3 ヶ月前までの申し出があった場合に限り認めることとします。ただし、3 ヶ月分の貸付料を支払うことにより直ちに解約できることとします。なお、本件契約後、設置事業者の一方的な都合により中途解約した場合、当該物件の後継設置者を選定する入札には参加できません。また、本件の契約期間中、交通局が行う他の同種入札に対し、本件の解約を前提に参加することはできません。

(7) 原状回復

契約終了の際は、設置事業者の費用で自動販売機の区画を原状回復していただきます(壁や床の穴等の修繕を含む)。

(8) 損害賠償及び補償

- ① 設置事業者は、使用にあたり交通局又は第三者に損害を与えたとき、すべて設置事業者の責任でその損害を賠償しなければならないこととします。
- ② 駅構内等で行う維持管理に関する工事、停電作業、駅改造工事及び事故により自動販売機設置事業者に損害が生じた場合、交通局は一切の補償をしないものとします。工事及び作業内容によっては、自動販売機を一時休業または移設していただく場合もございますが、この場合においても交通局は一切の補償をしないものとします。
- ③ 各種の許認可関係及び交通局の事情等により、自動販売機の営業が不可能となった場合であっても、交通局は一切の補償をしないものとします。

(9) その他

契約書の契約内容をすべて遵守していただきます。

3 設置及び営業上の条件

(1) 設置条件

- ① 自動販売機の寸法は、p7の「標準寸法」以下とします。ただし、現地のスペースに余裕がある場合は、交通局の承認を得たうえで、若干の寸法超過が可能な場合があります。
- ② 一つの場所を複数の事業者が使用する場所においては、配置、大きさ、共用設備及び清掃に関し、関係事業者間で調整するものとします。
- ③ 電力使用量を計測する子メーターを設置事業者の負担により設置して下さい。使用可能な子メーターが既設の場合はこれを使用することとしても差し支えありませんが、故障等により自動販売機設置事業者に損害が生じても交通局は一切の補償をしないものとします。既設の電気設備の改修を希望する場合は、交通局の承認を得たうえで、自動販売機設置事業者の負担において行うものとします。
- ④ 自動販売機用電気設備(隣接する他事業者向けを含む)を上面や背面等に固定していただく場合があります(p7 参照)。
- ⑤ Aグループの4台の電源については、東北電力株式会社との直接契約が必要です。
- ⑥ 自動販売機設置事業者が設置した設備は、原則として設置事業者の所有及び管理となります。
- ⑦ 設置工事にあたり、自動販売機本体の搬出入は地下鉄利用者を優先の上、終日可能ですが、天井裏配線、音及び臭いを伴う作業については駅及びバスターミナル等の営業時間外とします。
- ⑧ 屋外に設置する際は、自動販売機背面の落ち葉等の清掃を行ってください。

(2) 営業条件

- ① 営業は申込者(落札者)が自ら行うものとし、第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ② 缶・びん・ペットボトル・紙パック入りの飲料品(乳飲料を含む)を主たる商品として取り扱うものとします。ただし、主たる商品の補完的な位置づけにおいて、他の品目を取扱うことは可能とします(例:飲料自動販売機の一部で菓子を扱う等)。酒類は取り扱いできません。また、給排水設備を必要とする飲料品及び食品は取り扱いできません。
- ③ 自動販売機の清掃や塵芥処理の責任は、自動販売機設置事業者が負うものとします。
- ④ 使用済み容器の回収については、商品補充の都度、各設置場所(一部を除く)の共用回収箱から回収して下さい。設置場所の共用回収箱が容量不足である場合、設置事業者毎に専用回収箱を設置していただく場合があります。この場合、前面が透明で容量 70 リットル以上のものとして下さい。

- ⑤ 八乙女駅バスターミナルにおいては、関係事業者間で調整のうえ、年 1 回程度、自動販売機背面の清掃を行っていただきます。
- ⑥ 搬出入用の駐車スペースはありません。
- ⑦ 鉄道事業及び自動車運送事業を優先とし、交通局が行う安全輸送の確保、駅施設等の維持管理等の点検工事、及び停電作業に協力して下さい。
- ⑧ 駅売店のリニューアルや自動販売機の増設等により営業環境が変化することがあります。泉中央駅、八乙女駅、勾当台公園駅、仙台駅及び長町南駅では、8 月末までに新売店が開業予定です。
- ⑨ 自動販売機の広告パネルへは販売商品の紹介のみ掲出できるものとします。
- ⑩ 電子マネー決済による販売は可とします。
- ⑪ 毎月の売上額及び電気子メーターの数値については、翌月 15 日までに交通局に報告して下さい。また、別途売上詳細データの提出を求めることがあります。

Ⅲ. 申込手続き等

(1) 入札参加申込書類の提出【必須】

本募集要領をご理解いただいたうえで、入札参加を希望する場合は、次の書類を作成し、本件窓口(p6 参照)まで直接持参してください。郵送等による受付は行いません。

申込書類の受付後、「Ⅱ. 1 入札参加資格」に基づき参加資格の有無を審査し、参加資格要件を満たさない場合、当該申込者に通知します。

申込期間:平成 27 年 7 月 29 日(水)～平成 27 年 8 月 11 日(火)
(平日 9 時～17 時、ただし正午～13 時を除く)。

[申込書類(各 1 部)]

① 入札参加申込書(様式 1)

※自動販売機設置業務実績証明書の欄には、申込者の実績年数について自動販売機の機器供給者(メーカー等)からの証明を受けてください。

② 誓約書(様式 2)

③ 法人の商業登記簿(履歴事項全部証明書)の写し

※発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。

④ 市税の滞納がないことの証明書

※市税の課税の有無にかかわらず、申請書を持参のうえ、区役所、総合支所税務担当課において交付(1通 300 円の手数料が必要です。)を受けてください。

(2) 質問【任意】

本募集要領の内容について不明な点がある場合は、質問書面(様式任意)を持参、E-mail 又は FAX により本件窓口(p6 参照)まで送信して下さい。また、送信後は窓口開設時間内に電話により着信を確認して下さい。

質問受付期間:平成 27 年 7 月 29 日(水)～平成 27 年 8 月 11 日(火)17 時まで

質問への回答は平成 27 年 8 月 17 日(月)頃、申込者全員に E-mail 又は FAX により回答します。なお、この質問回答をもって、本要領の補完、追加といたします。

IV. 入札手続き

1 入札及び開札

(1) 入札方法

- ① 入札書(様式 3)は, 希望するグループの用紙を用い, 1 ヶ月間(月額)の貸付料の金額(消費税相当額を加算しない金額)を所定欄に記載して下さい。ただし, 下表の予定価格(最低基準額)以上の額を記入して下さい。複数グループの入札に参加する場合は, 希望するグループそれぞれの用紙を用いて下さい。

グループ	取扱指定品目 ・台数	貸付料予定価格 (入札の最低基準額)	備考
Aグループ	飲料 16 台	月額¥615,000 円(税別)	別途, 消費税相当額, 電気料及び保証金が必要となりますので, 本要領をよくお読みのうえ, 入札金額を記載してください。
Bグループ	飲料 14 台	月額¥511,000 円(税別)	
Dグループ	飲料 12 台	月額¥298,000 円(税別)	

- ② 入札書は封筒に入れて, 提出して下さい。
③ 代理人による入札の場合は, 委任状(様式 4)を提出し, 委任を受けた方の名前で入札して下さい。

(2) 入札時に持参する書類

- ① 入札参加申込書の写し(申込の受付時にお渡しします。)
② 入札書及び封筒(入札書は入札するグループ毎にそれぞれ用意して下さい)
③ 委任状(代理人の方が入札される場合)

(3) 入札及び開札の日時, 場所等

入札及び開札の日時: 平成 27 年 8 月 25 日(火) 午前 11 時

入札及び開札の場所: 仙台市交通局本庁舎 7 階研修室

入札の受付等: 入札の受付は, 入札開始時刻の 30 分前から行います。

なお, 入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんのでご注意ください。

入札(開札)会場への入室は, 各社 1 名とさせていただきます。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
② 一の入札について同一の者がした二以上の入札
③ 入札者の記名・押印のない入札
④ 金額その他重要事項の記載が不明確な入札(金額の訂正は認められません。)
⑤ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定

予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち, 最高の価格をもって入札した者を落札者とし, 落札となるべき同金額の入札をした者が 2 人以上あるときは, 直ちに「くじ」によって落札者を決定します。落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

(6) 結果の公表

開札の結果, 落札者があるときはその者の名称及び金額を, 落札者がいないときはその旨を, 開札に

立ち会った入札者に知らせるとともに、交通局ホームページにより公表します。

2 契約の締結

落札者は、交通局が指定する日までに契約書に記名押印していただきます。期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす場合があります。その場合、落札は無効となり、仙台市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

3 決定の取り消し

落札後、落札者が入札参加資格を有しないことが判明した場合や、本要領に定める条件による営業ができなくなった場合、落札者としての決定を取り消し、次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

V. その他

1 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 要領について疑義が生じた場合は、交通局の解釈によります。
- (3) 仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を開示する場合があります。
- (4) 申込及び契約の手続きに関する一切の費用については、応募者又は自動販売機設置事業者の負担となります。
- (5) 自動販売機の売上実績については、次回公募を行うこととなった場合に参考データとして公表する場合があります。
- (6) 自動販売機の設置、撤去、維持管理(光熱水費等)及び原状回復に関する一切の経費は、自動販売機設置事業者の負担となります。
- (7) 消費税法の改正等により消費税率が改正された場合、改正後の税率を適用するものとします。

2 本件窓口及び問合せ先

〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目4番 15 号

仙台市交通局高速電車部営業課管理係(仙台市交通局本庁舎7階)

TEL :022-712-8329 FAX: 022-224-4559 E-mail:kot051110@city.sendai.jp

※窓口開設時間は平日 9 時～17 時(ただし、正午から 13 時を除く)。

※手続きに関する問い合わせは随時受け付けます。本要領の内容に関する質問はⅢ.(2)参照。

関係書類

自動販売機募集物件一覧

Aグループ（飲料）

	駅名	場所	位置詳細	標準寸法 (幅*奥行)	共用電 気設備	専用 子メ-タ	電源契約
1	泉中央	コンコース	単独設置	1160*730		既設	
2	泉中央	換気棟	全2台中,東側	1160*730		—	東北電力と直接契約
3	八乙女	バスターミナル	全8台中,改札寄り4台目	1160*730		要新設	
4	黒松	出入口	全2台中,改札寄り1台目	1320*730		要新設	
5	旭ヶ丘	バス窓口前	単独設置	1160*660		既設	
6	北仙台	改札内	全4台中,改札寄り3台目	1160*730		要新設	
7	広瀬通	改札内	全3台中,改札寄り2台目	1160*730		既設	
8	仙台	北改札内	単独設置	1160*730		既設	
9	仙台	南改札外	全4台中,改札寄り3台目	1160*730		要新設	
10	五橋	改札外	全3台中,改札寄り2台目	1160*730		要新設	
11	愛宕橋	西1出入口	全3台中,南側	1160*730		要新設	
12	長町	改札外	全4台中,東寄り3台目	1160*730		要新設	
13	長町南	コンコース	全2台中,改札寄り2台目	1320*730		要新設	
14	富沢	乗務区駐車場	全3台中,東側	1160		—	東北電力と直接契約
15	富沢	乗務区駐車場	全3台中,中央	1160			
16	富沢	乗務区駐車場	全3台中,西側	1160			

Bグループ（飲料）

	駅名	場所	位置詳細	標準寸法 (幅*奥行)	共用電 気設備	専用 子メ-タ	電源契約
1	泉中央	バスターミナル	全7台中,改札寄り2台目	1000*530		要新設	
2	八乙女	バスターミナル	全8台中,改札寄り5台目	1000*730		要新設	
3	八乙女	北口	全6台中,改札寄り3台目	1000*730		要新設	
4	旭ヶ丘	コンコース	全3台中,改札寄り2台目	1160*730		要新設	
5	旭ヶ丘	バスターミナル	全6台中,地下鉄寄り4台目	1000*730		要新設	
6	台原	改札横	全3台中,改札寄り1台目	1160*730		要新設	
7	北四番丁	改札外	全3台中,改札寄り2台目	1000*730		要新設	
8	勾当台公園	北改札内	全3台中,改札寄り2台目	1160*730		既設	
9	広瀬通	改札外	全2台中,改札寄り1台目	1320*730	要固定	要新設	
10	仙台	南改札外	全4台中,改札寄り4台目	1160*730		要新設	
11	長町一丁目	コンコース	全2台中,改札寄り1台目	1000*730		要新設	
12	長町	改札外	全4台中,東寄り4台目	1160*730		要新設	
13	長町	営業所	全2台中,西側	1160*730		要新設	
14	富沢	改札内	全2台中,改札寄り2台目	1160*660	要固定	既設	

Dグループ（飲料）

	駅名	場所	位置詳細	標準寸法 (幅*奥行)	共用電 気設備	専用 子メ-タ	電源契約
1	泉中央	バスターミナル	全7台中,改札寄り4台目	1000*530		要新設	
2	泉中央	バスターミナル	全7台中,改札寄り5台目	1160*530		要新設	
3	八乙女	バスターミナル	全8台中,改札寄り6台目	1160*730		要新設	
4	旭ヶ丘	売店跡	全2台中,改札寄り1台目	1380*740		要新設	
5	旭ヶ丘	コンコース	全3台中,改札寄り3台目	1160*730		要新設	
6	旭ヶ丘	バスターミナル	全6台中,地下鉄寄り3台目	870*730		要新設	
7	台原	改札横	全3台中,改札寄り2台目	870*730		要新設	
8	台原	北1出入口方面	全2台中,改札寄り1台目	1160*730		要新設	
9	北四番丁	改札外	全3台中,改札寄り1台目	1000*730		要新設	
10	愛宕橋	コンコース	全3台中,改札寄り2台目	1160*730		要新設	
11	長町一丁目	コンコース	全2台中,改札寄り2台目	870*730		要新設	
12	長町	改札外	全4台中,東寄り2台目	1160*730		要新設	

※標準寸法欄のうち、奥行任意の場所では奥行寸法を記載していません。

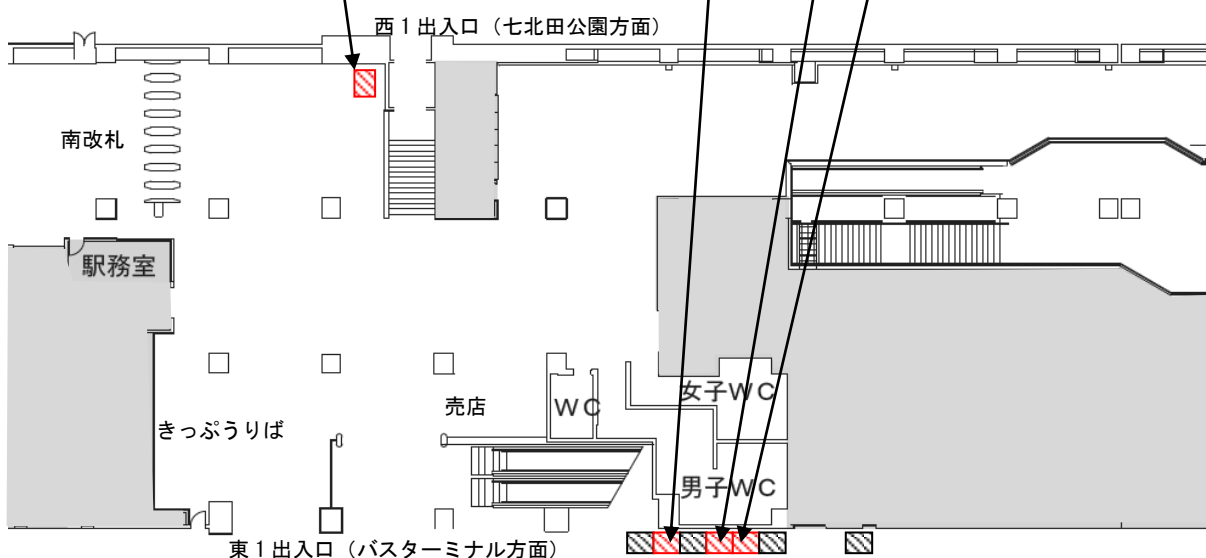
設置場所詳細図

泉中央駅

コンコース



バスターミナル



※泉中央駅においては 7 月末までに新
売店が開業予定です。



換気棟



※当該場所におい
ては、電源につ
いて東北電力株
式会社と直接契
約していただき
ます。

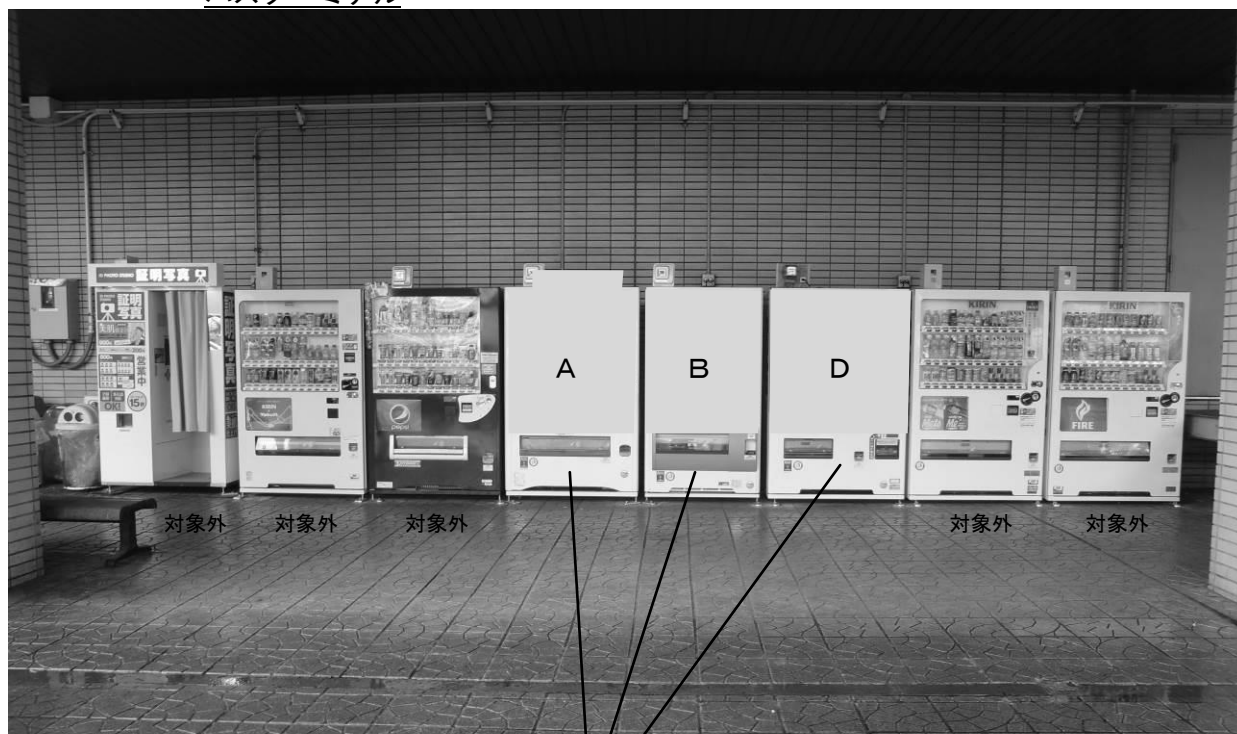
対象外

八乙女駅

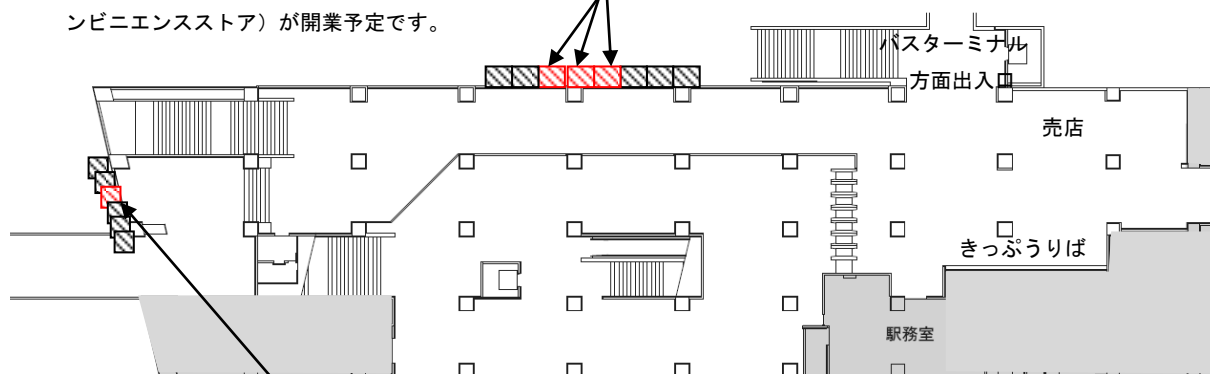
バスターミナル

※当該場所における機械入替時は、その都度背面部を清掃していただきます。

また、年1回程度、関係事業者間で調整のうえ、自動販売機背面の清掃を行っていただきます。



※八乙女駅においては8月末までに新売店（コンビニエンスストア）が開業予定です。



北口



対象外

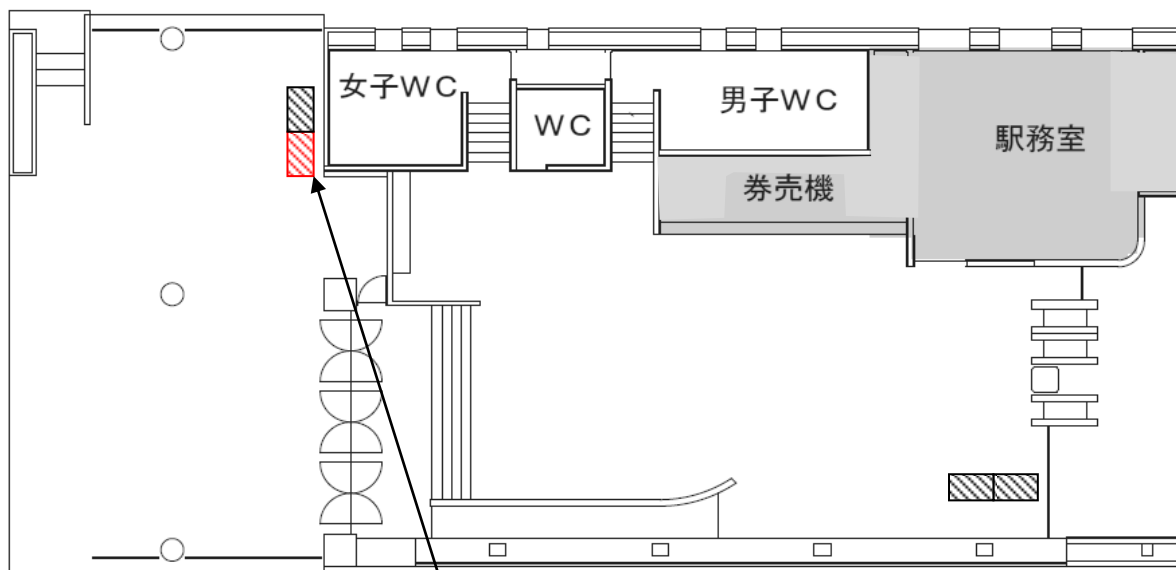
対象外

対象外

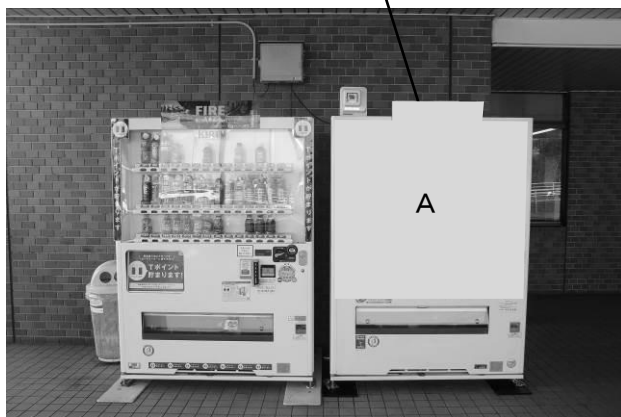
対象外

対象外

黒松駅



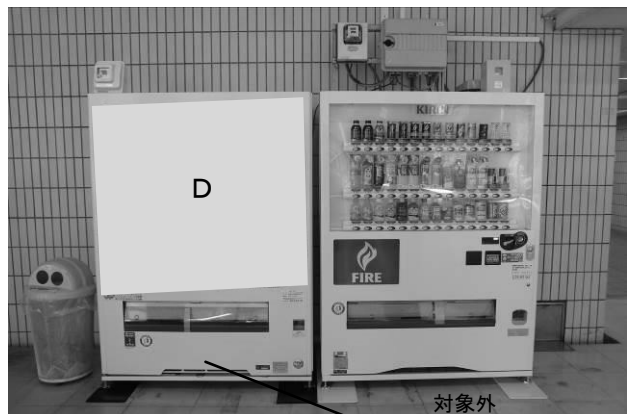
出入口



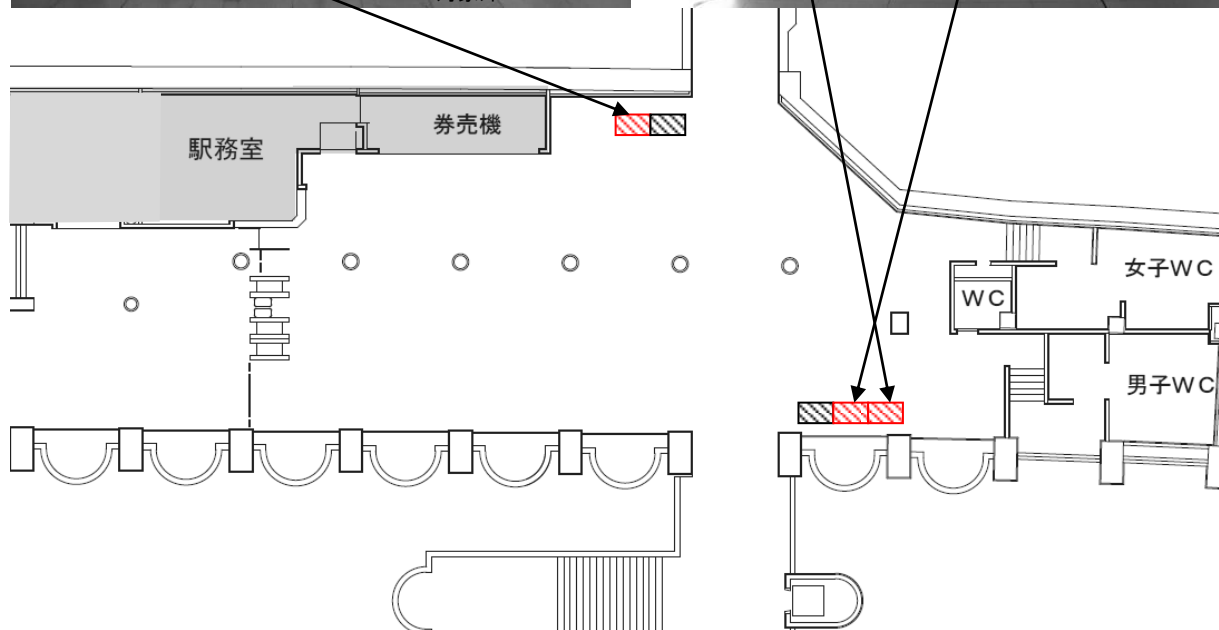
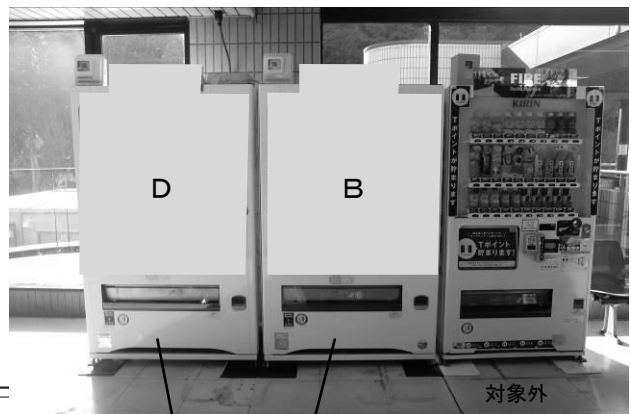
対象外

旭ヶ丘駅

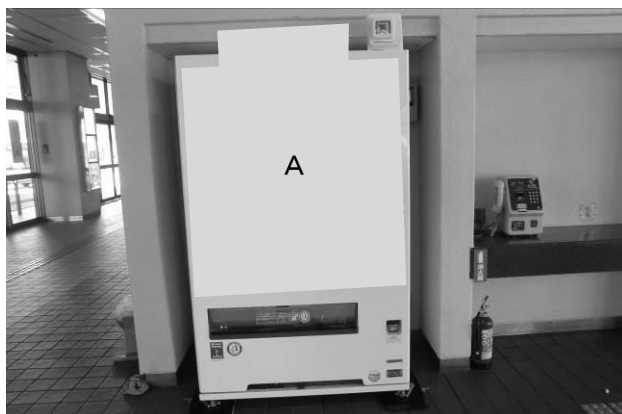
売店跡



コンコース



バス窓口前（地上1階）



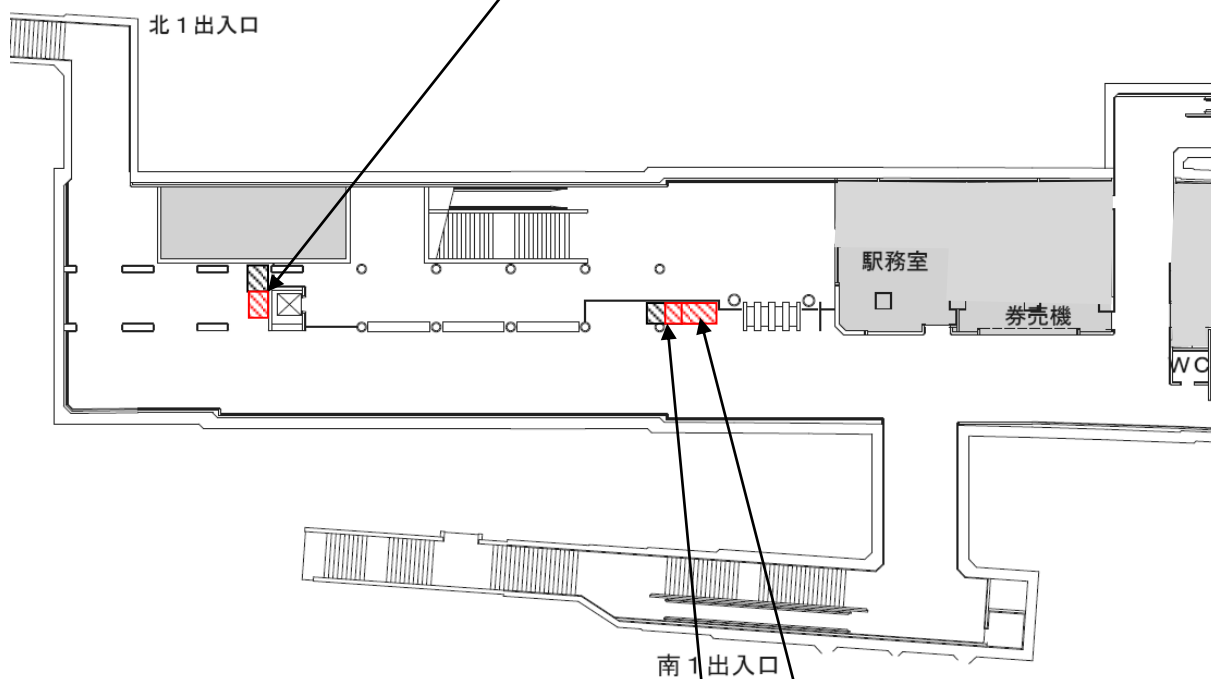
バスターミナル（地上1階）



※現状とは異なりますが、横幅はB=1000 ミリ、D=870 ミリを標準寸法とします。

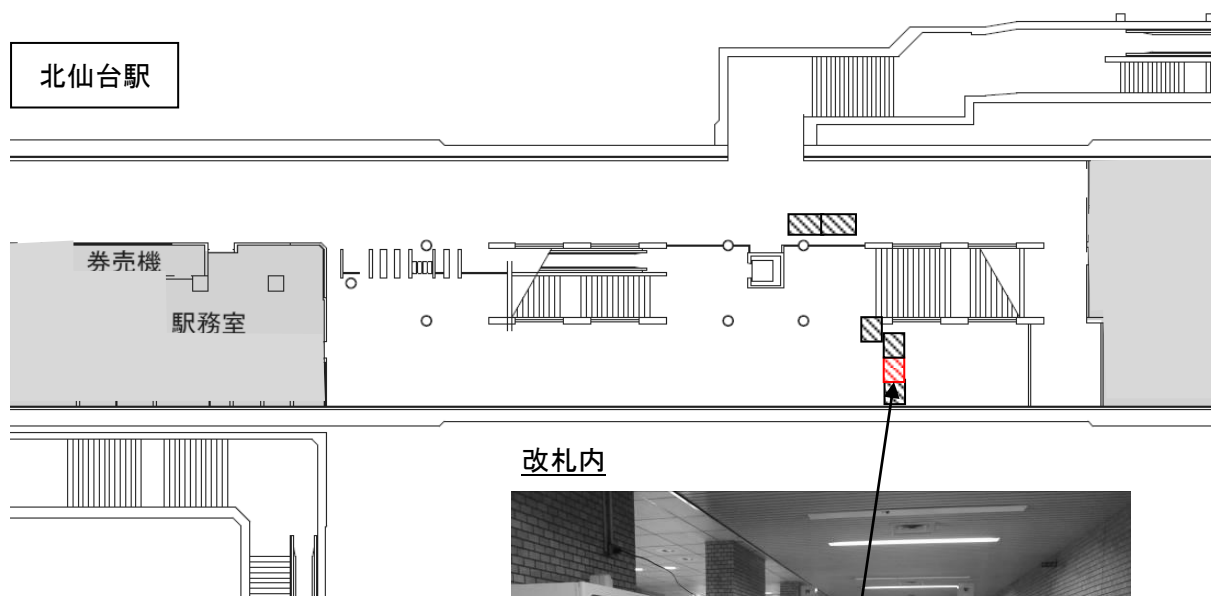
台原駅

北1出入口方面

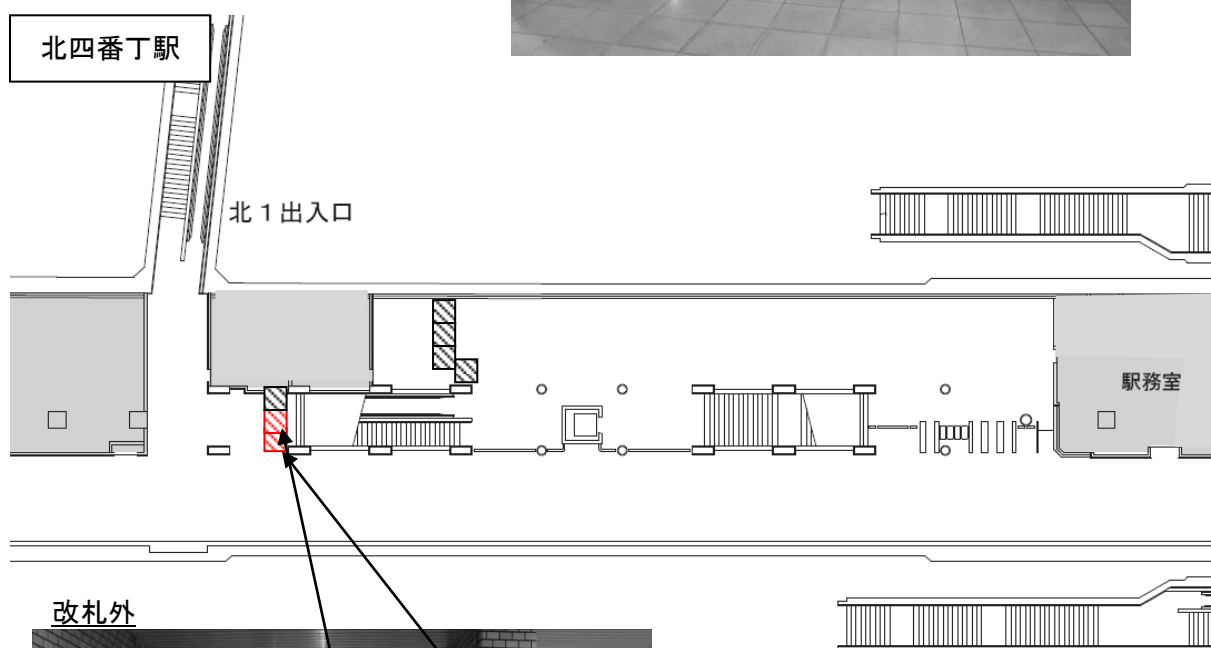


改札横





改札内



改札外



※現状はBとDの機械の横幅が異なりますが、標準寸法は、B=1000 ミリ、D=1000 ミリとします。

勾当台公園駅

北改札内



広瀬通駅

改札外



改札内



※Bの機械には、自動販売機用電気設備（隣接する他事業者向けを含む）を上面等に固定していただきます。

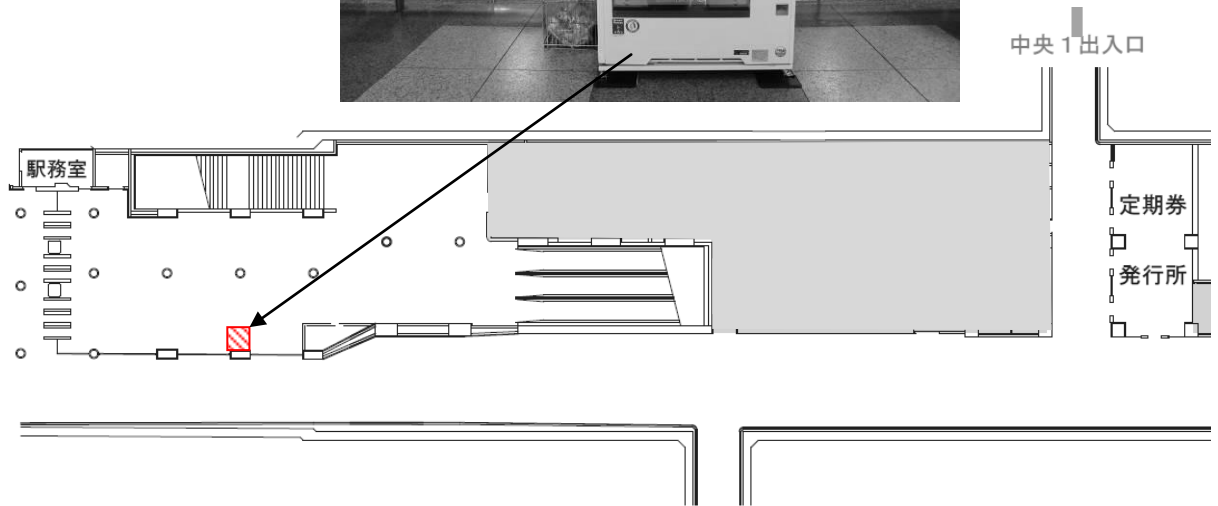
仙台駅

北改札内



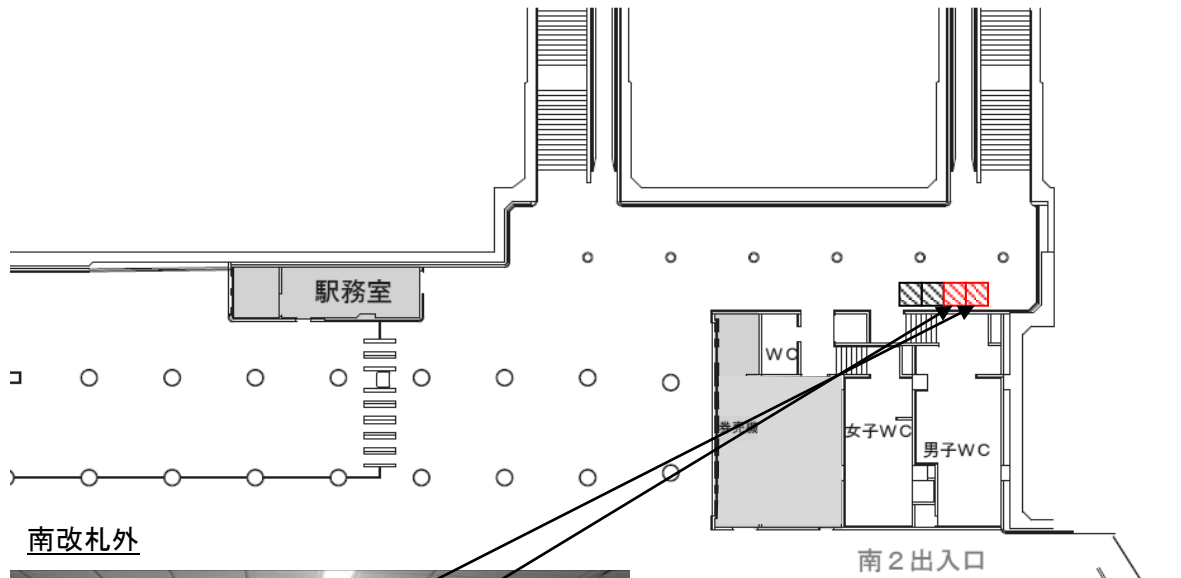
※Aの機械には、自動販売機用電気設備を上面等に固定していただきます。

※仙台駅においては7月末までに新売店が開業予定です。



南3出入口

南4出入口

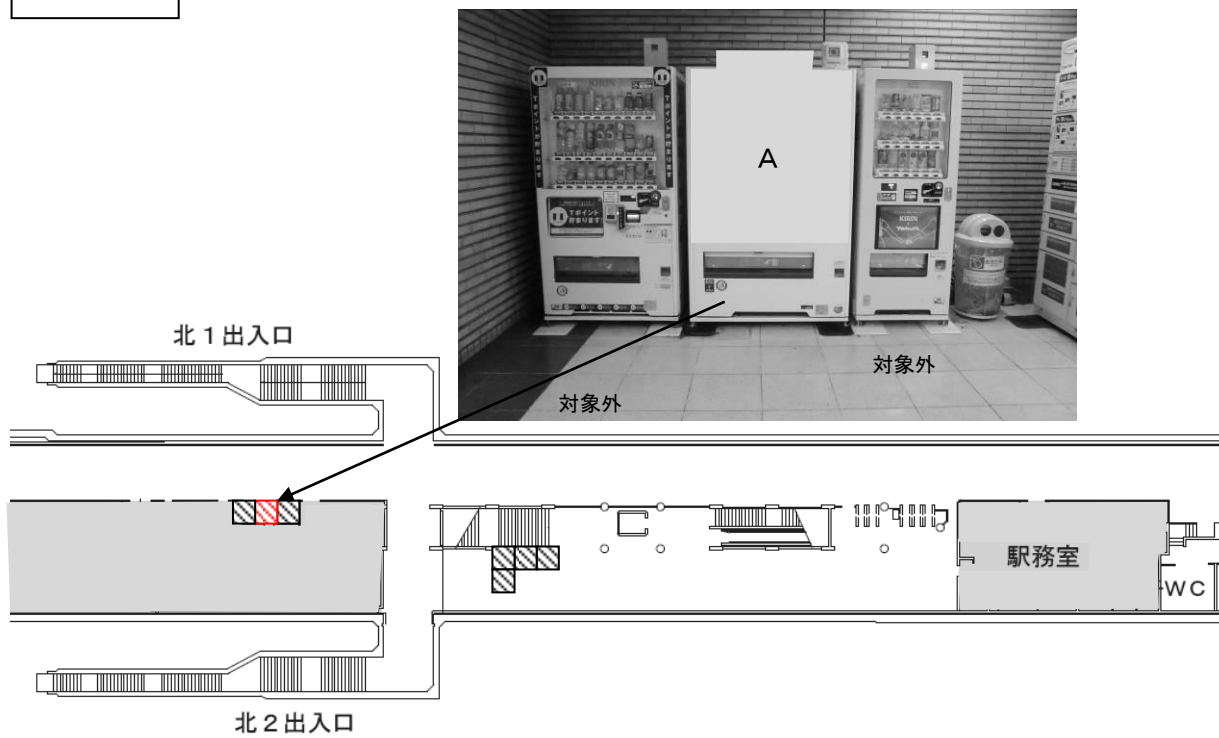


南改札外



五橋駅

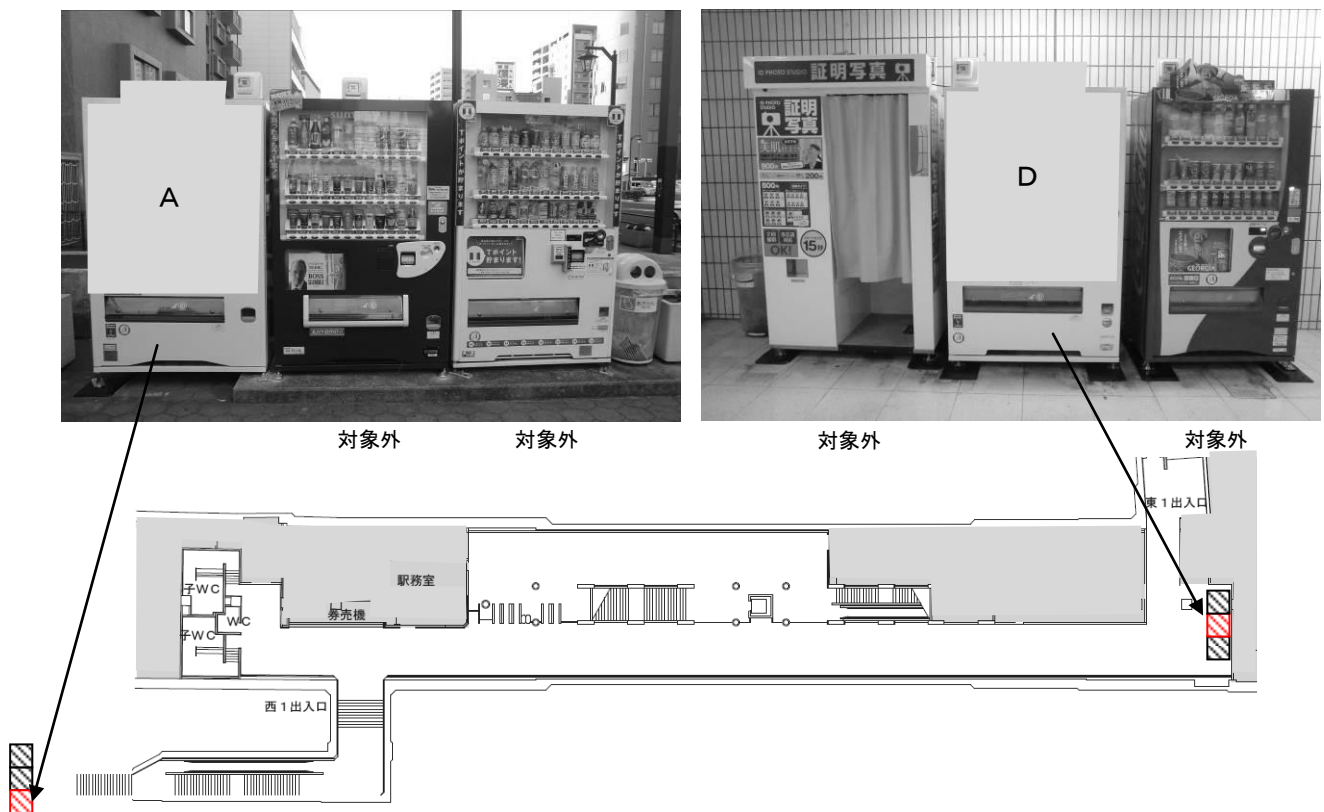
改札外



愛宕橋駅

西 1 出入口

コンコース



長町一丁目駅

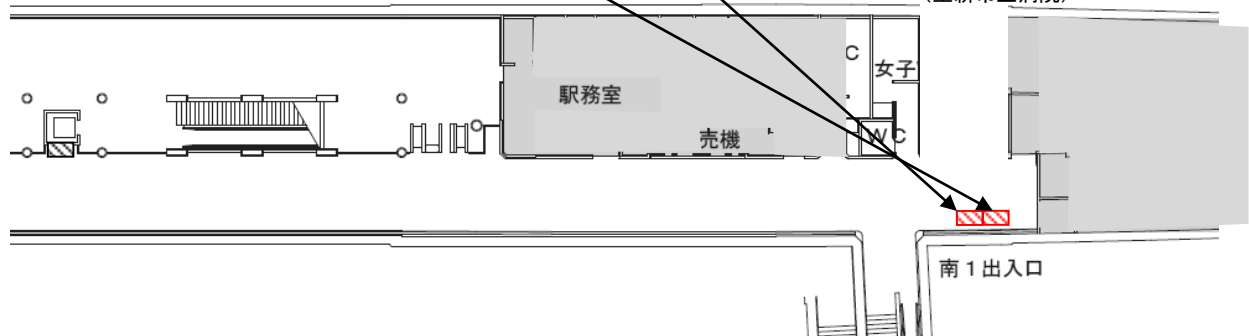
コンコース



※現状とは異なり、横幅の標準寸法はB=1,000ミリ、D=870ミリとします。

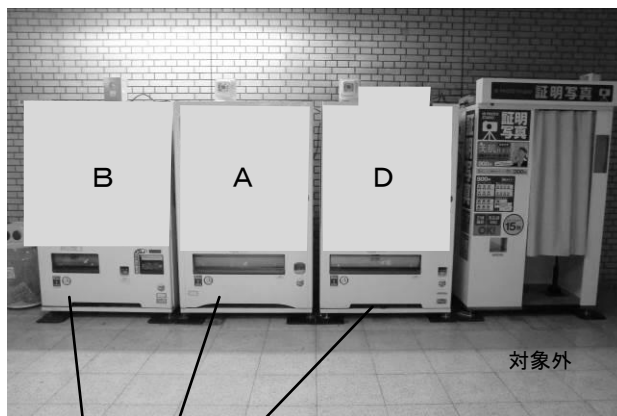
南2出入口

(至新市立病院)



長町駅

改札外



対象外

長町営業所

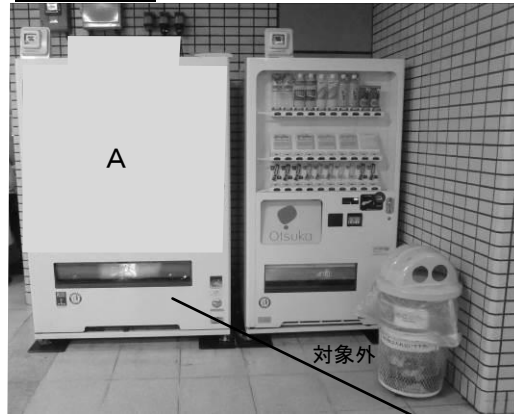


対象外

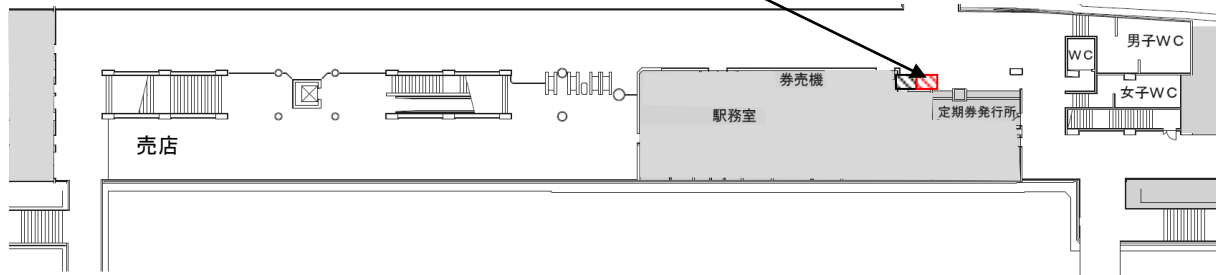


長町南駅

コンコース

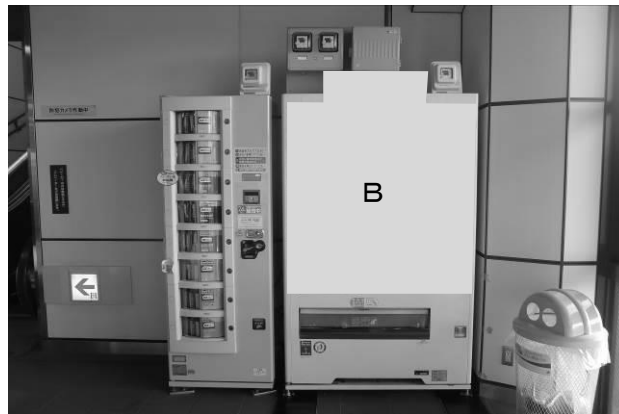


※長町南駅においては8月末までに新売店（コンビニエンスストア）が開業予定です。

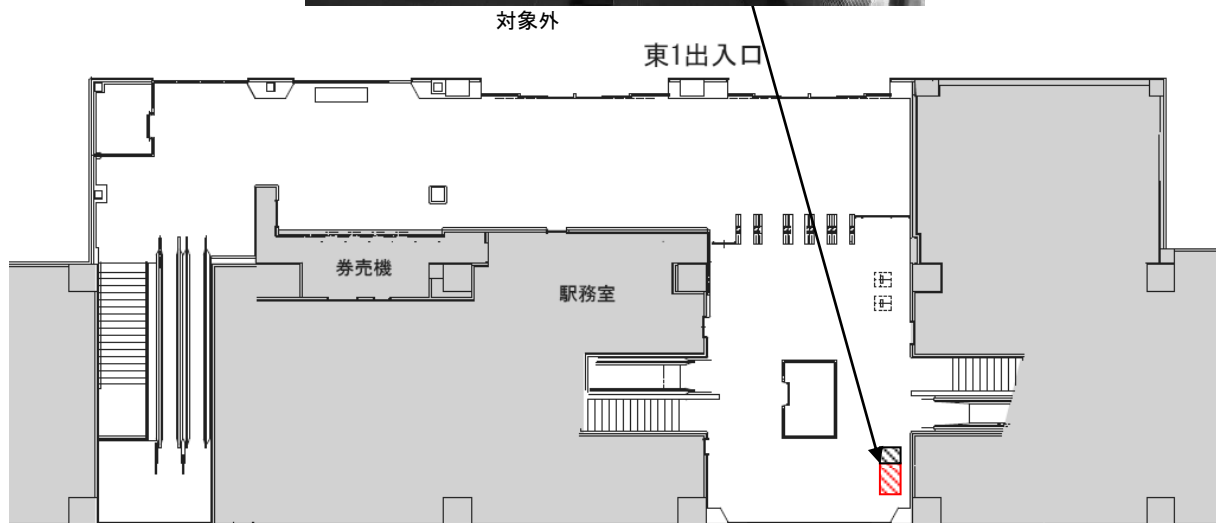


改札内

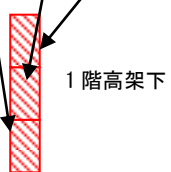
富沢駅



※Bの機械には、自動販売機用電気設備（隣接する他事業者向けを含む）を上面等に固定していただきます。



乗務区駐車場（富沢駅地上1階高架下）



※当該場所においては、電源について東北電力株式会社と直接契約していただきます。

